



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

定期第953号 令和8年6月5日発行

目次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
294	特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定した件	文化の森振興センター
295	指定居宅サービス事業の廃止について届出があった件	長寿いきがい課
296	土地改良区の役員の退任及び就任について届出があった件	農山漁村振興課
297	同	同
298	土地改良区の定款の変更を認可した件	同
299	同	同
300	土地改良施設に係る管理規程を認可した件	同
301	利用料金の額を承認した件	生産基盤課
302	指定公金事務取扱者に公金事務を委託した件	都市計画課

徳島県告示第294号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成8年徳島県規則第22号）第1条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定により次のとおり公示する。

令和8年6月5日

徳島県知事 後藤 田 正 純

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
徳島県文化の森総合公園情報提供システム運用保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県立二十一世紀館
徳島市八万町向寺山
- 3 落札者を決定した日
令和8年3月31日
- 4 落札者の氏名及び住所
三菱電機システムサービス株式会社
東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号
- 5 落札金額
37,708,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和8年2月6日

徳島県告示第295号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和8年6月5日

徳島県知事 後藤 田 正 純

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日
名称	所在地	名称	所在地			
有限会社コムフオートブル松ノ内	徳島市明神町六丁目8番地	ヘルパーステーションRacu	徳島市かちどき橋六丁目4番地の1	訪問介護	令和8年3月25日	令和8年4月25日
社会福祉法人愛心会	小松島市中田町字新開58番地	ヘルパーステーションパンジー	同 西新浜町二丁目3番33号	同	同 23日	同 30日
あい介護福祉サービス有限公司	名西郡石井町石井字重松680番地の1	デイサービスセンターあい介護	名西郡石井町石井字重松680番地の1	通所介護	同 22日	同

徳島県告示第296号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定に基づき、土地改良区の役員
の退任及び就任について届出があったので、同条第19項の規定により次のとおり公告する

。

令和8年6月5日

徳島県知事 後藤 田 正 純

- 1 土地改良区の名称
阿南市加茂谷土地改良区
- 2 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
理 事	片 山 昌 憲		阿南市吉井町地神南14-1
同	湯 浅 茂		同 熊谷町シル谷51
同	辻 正 敏		同 吉井町賀美89-1
同	片 山 明 広		同 原 2-1
同	湯 浅 剛		同 領家町長田479-50
同	谷 和 福		徳島市沖浜町西畑442-22
同	片 山 茂 俊		阿南市吉井町地神南20-1
同	谷 口 勝 治		同 野尻46
同	湯 浅 博 幸		同 熊谷町熊谷 8
同	中 川 英 子		同 吉井町海山谷52
同	森 野 良 一		同 深瀬町大畝町53-2
同	高 野 公 英		同 吉井町日ノ浦17-1
同		佐 々 正 純	同 深瀬町中洲23
同		篠 田 義 浩	同 吉井町原 1-1
同		大 平 英 幸	同 野尻39
同		森 輝 男	同 上中町岡164-2
同		吉 岡 千 晶	同 那賀川町上福井南川淵214-4
同		中 川 敏 英	同 吉井町海山谷54
同		片 山 誉 司	同 地神南13-4
同		湯 浅 昭 彦	同 熊谷町ヨノエ15-2
同		片 山 慎 司	同 吉井町賀美46
同		町 田 真 一	同 地神北25-3
同		湯 浅 正 男	同 楠根町盛大35
同		大 西 勝	同 吉井町日ノ浦27-4
監 事	原 耕		同 原40-2
同	秦 野 敏 代		同 中大野町北傍示440-6
同	湯 浅 正 敏		同 吉井町地神北27-4
同	原 喜 昭		同 原40-5
同		湯 浅 喜 雄	同 片山40-1
同		湯 浅 数 海	同 熊谷町正境 2-3

同		原 田 和 典	同	原田30
同		片 山 嘉 之	同	吉井町原46-2

徳島県告示第297号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定に基づき、土地改良区の役員
の退任及び就任について届出があったので、同条第19項の規定により次のとおり公告する

。

令和8年6月5日

徳島県知事 後藤 正 純

- 1 土地改良区の名称
太田川土地改良区
- 2 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
理 事	磯 崎 史 明		阿南市那賀川町島尻495
同	中 田 壽		同 388-1
同	杉 野 幸 一		同 947-1
同	杉 野 正 通	杉 野 正 通	同 1356
同	山 田 峰 吉		小松島市坂野町字原京28
同	末 岐 仁 人	末 岐 仁 人	同 和田島町字前塩田17
同	林 俊 夫	林 俊 夫	同 坂野町字東溜り13-1
同	浦 田 春 雄		阿南市那賀川町島尻472
同	酒 本 英 治		同 696
同	森 野 公 明	森 野 公 明	同 1237
同	陶 木 宏 一	陶 木 宏 一	同 1028
同	尾 畑 卓		同 江野島830
同	西 岡 真 二	西 岡 真 二	同 112-1
同	尾 畑 典 昭	尾 畑 典 昭	同 830-28
同	神 田 一 明	神 田 一 明	小松島市坂野町字岡ノ下19
同	長 井 佳 久	長 井 佳 久	同 字紫蘭壘55
同	宮 本 照 久	宮 本 照 久	同 字大場39-1
同	川 下 敏 明	川 下 敏 明	同 字浜田33-1
同	大 西 利 明	大 西 利 明	阿南市那賀川町江野島133
同	手 塚 秀 樹	手 塚 秀 樹	同 504
同	小 川 恒 晴	小 川 恒 晴	同 島尻1008
同	笠 原 光 男	笠 原 光 男	小松島市坂野町字岡ノ下1-8
同		中 島 広 紀	阿南市那賀川町島尻626
同		島 本 博	同 622
同		森 本 義 雄	同 155-1
同		中 田 正 敏	同 615-3
同		小 川 章 市	同 935-1
同		大 田 寿 和	同 江野島859
同		神 原 晴 基	小松島市坂野町字シヅ田30
監 事	松 浦 寛	松 浦 寛	阿南市那賀川町島尻1203

同	松 本 清 美	松 本 清 美	小松島市坂野町字天神東32
同	岸 本 万希子	岸 本 万希子	阿南市那賀川町島尻462

徳島県告示第298号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和8年6月5日

徳島県知事 後藤 田 正 純

- 1 土地改良区の事務所の所在地及び名称
海部郡牟岐町
牟岐土地改良区
- 2 認可年月日
令和8年5月7日

徳島県告示第299号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和8年6月5日

徳島県知事 後藤 田 正 純

- 1 土地改良区の事務所の所在地及び名称
徳島市国府町
北井上西部土地改良区
- 2 認可年月日
令和8年5月12日

徳島県告示第300号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定に基づき、次の土地改良施設に係る管理規程を認可したので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

令和8年6月5日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 1 土地改良区の名称
那賀川土地改良区
- 2 土地改良施設の名称
那賀川統合堰（那賀川南岸堰）
- 3 管理規程の名称
那賀川統合堰（南岸堰）管理規程
- 4 管理規程の概要
 - (1) 取水に関する事項
 - (2) 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項
 - (3) 緊急事態における措置に関する事項
 - (4) その他施設の管理に関し必要な事項
- 5 認可年月日
令和8年5月12日

徳島県告示第301号

徳島県漁港管理条例（昭和43年徳島県条例第25号。以下「条例」という。）第25条第2項の規定に基づき、椿泊漁港荷さばき所の利用施設の利用料金の額を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年6月5日

徳島県知事 後藤 田 正 純

1 利用料金の額

区分	単位	利用料金の額
荷さばき場	1日	1 漁業者等水揚げした者より徴収する場合 水産物の販売金額の合計額に100分の7を乗じて得た額 2 仲買業者等水産物を購入した者より徴収する場合 水産物の販売金額の合計額に100分の1を乗じて得た額
冷蔵庫	1区画1月	18,000円
冷凍庫	1区画1月	18,000円
会議室	午前	15,000円
	午後	18,000円

注

- この表中「1日」とは、条例第20条第2項に規定する供用時間の開始時刻から終了時刻までの間をいう。
- この表中「1区画」の面積は、2.42平方メートルとする。
- この表中単位を時間又は月で定めたもので利用の時間又は期間（以下「利用時間等」という。）が1時間又は1月に満たないものは、それぞれ1時間又は1月とし、利用時間等に1時間又は1月未満の端数を生じた場合は、その端数をそれぞれ1時間又は1月として計算する。
- この表中「午前」とは午前9時から正午までの間を、「午後」とは午後1時から午後5時までの間をいう。
- 会議室を午前から午後まで引き続き利用する場合の利用料金の額は、30,000円とする。

2 適用開始年月日

令和8年5月1日

徳島県告示第302号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定
公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和8年6月5日

徳島県知事 後藤 田 正 純

名 称	住 所 又 は 事務所所在地	委託した公金事務	指定年月日	委託年月日
公益財団法人徳 島県建設技術セ ンター	徳島市川内町平 石住吉209番地 5	徳島県都市公園条例（昭和33 年徳島県条例第20号）第12条 第2項に規定する使用料（徳 島県日峯大神子広域公園の有 料公園施設に係るものに限る 。）の徴収の事務	令和8年3 月23日	令和8年4 月1日